

広島県労働委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第四十号

広島県労働委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則

広島県労働委員会事務局の組織に関する規則（昭和二十八年広島県規則第九十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項及び第三項中「主任専門員」を削り、「事業推進員、専門員」を「事業調整員」に改める。

第四条第八項を削り、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項中「事業推進員」を「事業調整員」に、「事業の推進」を「事業の調整」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項を削り、同条第十二項を同条第十項とし、同条第十三項を同条第十一項とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。